

利益相反管理方針

1. お客さま保護のための基本方針

弊社は保険商品をお客さまに提案する際に、保険会社からの代理店手数料に左右されるような保険商品の販売・推奨は行いません。また、兼業である建築業、賃貸管理業の契約に影響を及ぼすような提案は行いません。以下の方針に基づき、弊社がお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行います。

2. 利益相反のおそれがある対象取引、及びその類型

- ① お客さまの利益と弊社の利益が相反するおそれのある取引
- ② お客さまとの関係を通じて入手した情報を弊社が不当に利用して利益を得る可能性がある場合
- ③ 保険契約の提案が、当社の建築・賃貸業務の受注に影響を与える場合
- ④ その他お客さまの利益を不当に害するおそれがある場合

3. 利益相反の対象取引の管理、及び管理体制

弊社は、以下に掲げる方法により管理を行います。

尚、これに限ることなく、その他の措置を講じて、お客さまの保護を適正に確保いたします。

- ① 対象取引の公正性を確認のうえ、取引条件または方法を変更する方法
- ② 対象取引を中止する方法
- ③ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

弊社は、利益相反管理統括者を定め、業務担当所管等から独立した立場で適宜適切な確認・検証を行ってまいります。

利益相反管理統括者:内部監査人とします。

ご不明な点等ございましたら、弊社窓口までお申し出ください。

2025年5月23日
株式会社九電工ホーム
保険事業部